

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月26日
【会社名】	山一電機株式会社
【英訳名】	YAMAICHI ELECTRONICS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 太田 佳孝
【本店の所在の場所】	東京都大田区南蒲田二丁目16番2号
【電話番号】	(03)3734-0110(大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 元川 博文
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区南蒲田二丁目16番2号
【電話番号】	(03)3734-0110(大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 元川 博文
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成27年6月24日開催の当社第60期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成27年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金15円 総額349,304,775円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、定款第28条（取締役の責任限定契約）を新設するとともに、条数の繰り下げを行う。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる範囲が拡大されたことに伴い、監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第35条（社外監査役の責任免除）の一部を変更する。

(3) その他、現状に即した変更を行う。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、太田佳孝、加藤勝市、土屋武、亀谷淳一、渡部武光、楠美憲章、および村田朋博の7氏を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、吉澤壽美雄氏を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、松尾全治氏を選任する。

第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社株式の大規模買付行為に関する対応策を継続する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	173,375	244	19	(注)1	(注)4 可決(97.68%)
第2号議案	173,385	234	19	(注)2	(注)4 可決(97.69%)
第3号議案				(注)3	(注)4
太田 佳孝	173,261	352	19		可決(97.62%)
加藤 勝市	173,248	365	19		可決(97.61%)
土屋 武	173,227	386	19		可決(97.60%)
亀谷 淳一	173,277	336	19		可決(97.63%)
渡部 武光	173,272	341	19		可決(97.62%)
楠美 憲章	172,908	705	19		可決(97.42%)
村田 朋博	173,249	364	19		可決(97.61%)
第4号議案				(注)3	(注)4
吉澤 壽美雄	152,003	21,616	19		可決(85.64%)
第5号議案				(注)3	(注)4
松尾 全治	173,277	342	19		可決(97.63%)
第6号議案				(注)1	(注)4
	122,998	50,621	19		可決(69.30%)

- (注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
4. 賛成の割合の計算方法は、本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上